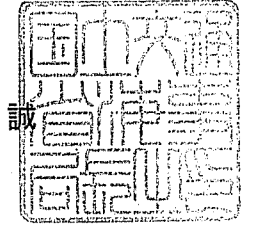


国海査第92号の5  
平成20年6月10日

(社)日本船舶品質管理協会  
会長 山田信三 殿

国土交通省海事局長  
春 成



型式承認試験基準の廃止及び制定について

標記について、航海用具の基準を定める告示(平成14年国土交通省告示第512号)が一部改正されることに伴い、船舶等型式承認規則第6条第1項の規定に基づく型式承認試験のための基準を下記のとおり廃止及び制定しましたので通知します。

記

1. 昭和59年9月1日付け海査第39号を廃止する。
2. 平成11年3月10日付け海査第71号を廃止する。
3. 平成14年6月28日付け国海査第169号中、電子プロットング装置及び自動物標追跡装置の型式承認試験基準を廃止する。
4. 別紙のとおり、航海用レーダー、電子プロットング装置、自動物標追跡装置及び自動衝突予防援助装置の型式承認試験基準を制定する。

